調査票２（農山漁村発イノベーション推進支援事業）

# 第1　事業者情報

|  |  |
| --- | --- |
| ①　要望提出者（事業実施主体）、代表者職氏名及び連絡先 | 要望提出者：  代表者職・氏名：  所在地  電話番号：  メール：  消費税の課税区分：　本則課税　・　簡易課税　・　免税 |
| ②　連絡先担当者職氏名  ※　代表者以外の方への連絡等を希望する場合に、記入してください。 | 連絡先担当者職・氏名：  電話番号（固定）：  電話番号（携帯）：  メール： |
| ③　特認団体、コンソーシアムを構成する事業者等  ※　特認団体、コンソーシアムが事業実施主体になる場合は、団体を構成する各事業者について、それぞれ記載してください。  ※　コンソーシアムが事業実施主体になれるのは、事業内容が、「多様な地域資源を新分野で活用する取組」の場合に限ります。 | 構成する事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |
| 構成する事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |
| 構成する事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |
| ④　事業実施で連携する事業者等  ※　原則として、多様な事業者による連携体制（以下「ネットワーク」という。）を構築済みであること又は構築することが見込まれることが必要です。なお、当該ネットワークについては事業実施主体を含む３者以上を構成員とし、農林漁業者等を必ず含むものとします。 | 事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |
| 事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |
| 事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |

|  |  |
| --- | --- |
| ⑤　事業実施場所  ※　事業実施にあたり、関連する場所の用途（農地、加工場等）及び住所を地番まで正確に記載してください。  ※　実施場所のうち、加工委託・ＯＥＭなどにより実施する場合は、その相手先の住所・名称を併せて記入してください。 | 住所：  用途：  【委託・ＯＥＭ等による場合】  相手先名：  相手先住所  （事業実施場所と異なる場合のみ本店・営業所等の所在地） |
| 住所：  用途：  【委託・ＯＥＭ等による場合】  相手先名：  相手先住所  （事業実施場所と異なる場合のみ本店・営業所等の所在地） |
| 住所：  用途：  【委託・ＯＥＭ等による場合】  相手先名：  相手先住所  （事業実施場所と異なる場合のみ本店・営業所等の所在地） |

※　「特認団体」とは、法人格を有さない団体であって、以下の要件を全て満たすものをいいます。

（１）　主たる事務所の定めがあること。

（２）　代表者の定めがあること。

（３）　定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

（４）　年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。

（５）　大阪府知事が近畿農政局長と協議の上で、特に必要であると認める団体であること。

※　「コンソーシアム」とは、以下の要件を全て満たす事業化共同体をいいます。

（１）　構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。

（２）　定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。

（３）　年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。

（４）　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22 年法律第67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第７条又は第８条の規定に基づく認定を受けた認定研究開発・成果利用事業者又は当該事業者を含む関係者で構成されるものであること。

※　事業実施前年度（令和６年）の実績値は、調査時点での見込みの値を記入してください。

※　メールアドレスは、関係書類の送付等に使用します。添付ファイル（マイクロソフトオフィスファイル（主にワード、エクセル文書）、ＰＤＦファイル、又はそれらのファイルをzip形式で圧縮したもの）の内容が確認できるパソコンなどのアドレスを記入することを推奨します。

なお、パソコンでの作業が困難な場合や、メールアドレスをお持ちでない場合や別途ご相談ください。

記載に当たって、項目数や行数が足りない場合などは、適宜追加してください。別葉でリ添付しても差し支えありません。

# 第２　事業の内容

## １　事業の目的及び効果等

### （１）事業の実施方針

#### ①　事業実施年度の実施方針

|  |
| --- |
|  |

（注）事業実施年度及び事業実施年度以降における当該事業の取組の方向性及びスケジュールを記載すること。

### （２）事業の成果目標

#### ①　成果目標の概要

|  |
| --- |
|  |

　　　　（注）１　本事業着手に至る経緯を記載すること。

２　達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

#### ②－１　農山漁村発イノベーションの売上高に関する成果目標及びその推移

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 成果目標項目 | 事業実施前年度  （令和６年）  （見込） | 事業実施年度  （令和７年） | 事業完了年度  の翌々年度  （目標年度）  （令和９年） |
|  |  |  |  |

　　　（注）１　成果目標項目の欄には、本事業を通じた売上の向上を図る商品・サービス名を記載すること。

２　事業実施前年度の欄に売上高の実績が記載されている場合には、目標年度の売上高が、事業実施前年度の売上高と比較して10％以上増加する目標となっていること。

　　　　　　３　事業実施前年度の欄に売上高の実績が記載されていない場合には、目標年度に売上高を計上する目標となっていること。

#### ②－２　経営全体の売上高及び経営全体の営業利益の推移

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 成果目標項目 | 事業実施前年度  （令和６年）  （見込） | 事業実施年度  （令和７年） | 事業完了年度  の翌々年度  （目標年度）  （令和９年） |
| 経営全体の売上高（②－１の売上高を含む） |  |  |  |
| 経営全体の営業利益 |  |  |  |

#### ②－３　創出する成果及びその推移

**※「多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進」を実施する場合のみ成果目標にすることができます。**（実施要領別記２－１第2の３を参照）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 成果目標項目 | 事業実施前年度  （令和６年）  （見込） | 事業実施年度  （令和７年） | 事業完了年度  の翌々年度  （目標年度）  （令和９年） |
|  |  |  |  |

#### ③　事業成果・効果の検証方法

|  |
| --- |
|  |

（注）１　②の成果目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。

２　上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

### （４）事業内容（事業実施地域）

事業実施地域について、次に掲げるアからセまでのうち、該当するもの全てに「○」を付すこと。

ア　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ　山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村

ウ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域

エ　半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ　離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ　沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第１号に規定する沖縄

キ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する奄美群島

ク　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定する小笠原諸島

ケ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯

コ　棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域

サ　旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第３条第１項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）

シ　「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

ス　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域

セ　漁港及び漁場の整備法に関する法律（昭和25年法律第137号）第６条第1項から第４項までの規定に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落

※　以下（５）から(９)は、実施する事業の項目について記入してください。

### （５）２次・３次産業と連携した加工・直売の推進（業務用一次加工品に限る。）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業メニュー | 取組概要及び取組方針 |
| 新商品の製造・販売のために必要な調査・検討 |  |
| 開発する新商品（名称、成分分析等） |  |
| 実需者評価会の実施  （実施時期、対象者などの実施内容） |  |

### （６）新商品開発・販路開拓の実施

|  |  |
| --- | --- |
| 事業メニュー | 取組概要及び取組方針 |
| 開発する新商品（名称、試作、パッケージデザイン、成分分析等） |  |
| 販路開拓（試食会及び試験販売、消費者評価会、商談会出展等） |  |

### （７）直売所の売上向上に向けた多様な取組

|  |  |
| --- | --- |
| 事業メニュー | 取組概要及び取組方針 |
| 運営体制強化及び経営改善を図るための検討会及び研修会の開催 |  |
| インバウンド等需要向け新商品の開発及び消費者評価会の開催 |  |
| イベントの実施（集客のための観光事業者等とのツアー企画及び連動して行う販売額向上のための料理講習会等） |  |
| 効率的な集出荷システムを構築（システム構築の時期、実施内容等） |  |

### （８）多様な地域資源を新分野で活用する取組（新事業や付加価値の創出）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業メニュー | 取組概要及び取組方針 |
| 開発する新事業・サービスの名称、その概要（活用する地域資源等、取り組み方針、農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略の策定を含む。） |  |
| 多様な事業主体と連携するための事業実施体制の構築  （連携する事業主体の概要） |  |
| 新事業・サービスの展開 等（販路開拓についての企画・検討等。ワークショップの開催等を含む。） |  |

注）地域資源とは、農林水産物をはじめ、農林地及びその景観など、地域に賦存する農林水産業に関わる多様な地域資源をいいます（（９）でも同じ。）

### （９）多様な地域資源を新分野で活用する取組（地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るため、実用化の可能性がある研究開発成果の利用促進）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業メニュー | 取組概要及び取組方針 |
| 新技術等の導入実証（現場段階における新技術等の導入実証や利用体系の確立、コスト分析等を行う取組） |  |
| 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立（商品化に向けた品質・機能性成分等の分析や試作品の製造、評価等を行う取組） |  |
| 新技術等を活用した新商品等の試験販売、販路開拓（新商品等の開発、商品デザインの作成、試験販売及びマーケティング等を行う取組） |  |

## ２　事業費積算書（事業計画とその経費の内訳）

※　積算資料（事業費の積算根拠）を別葉で添付してください。

取組内容と主な経費（実施する事業の項目について記入してください。）

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 総事業費 | 本交付金 | 他の  補助金等 | 自己  資金 | 備考 |
| １．２次・３次産業と連携した加工・直売の推進 | ①＝②＋③＋④ | ② | ③ | ④ |  |
| ２．新商品開発・販路開拓の実施 | ①＝②＋③＋④ | ② | ③ | ④ |  |
| ３．直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 | ①＝②＋③＋④ | ② | ③ | ④ |  |
| ４．多様な地域資源を新分野で活用する取組 | ①＝②＋③＋④ | ② | ③ | ④ |  |
| ５．多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進 | ①＝②＋③＋④ | ② | ③ | ④ |  |

（注）１　「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を備考欄に必ず記載することとする。

２　備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

３　事業の一部を委託するときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

①　委託先が決定している場合は委託先名

②　委託する事業の内容及びそれに要する経費

４　人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

５　区分欄の各項目については、事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。